

4春環第326号

令和4年8月15日

不戦へのネットワーク

代表 飯 島 徹 明 様

春日井市長 石 黒 直 様



「重要施設周辺および国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「土地規制法」と省略）の施行にあたっての要請と質問について（回答）

令和4年7月20日付けの要請と質問について、別紙のとおり回答いたします。

問い合わせ先

環境部環境政策課

空港対策担当 加藤 (0568)85-6278

総務部総務課

文書担当 山田 (0568)85-6129

- 1 春日井市内に不必要・不適切な「注視区域」「特別注視区域」が設定されないよう国に強く要請してください。

(回答)

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(以下、「土地規制法」という。)には、注視区域及び特別注視区域を指定する場合は、関係行政機関の長に協議することとされており、国において適切に進められるものと考えております。

- 2 土地規制法7条を根拠とする、国や防衛省等による個人情報提供要請には応じないでください。

(回答)

当該土地規制法の他、春日井市個人情報保護条例の趣旨を踏まえた上で、個別具体的に提供の適否を検討すべきと考えております。

- 3 すべての施行プロセスの情報公開と民意反映のためのパブコメ実施を国に求めてください。

(回答)

法の施行を進める、国、内閣府において、適切に実施されるものと考えております。

- 4 上記1、2、3ができないのであれば、「住民の福祉の増進をはかることを基本」(地方自治法1条の2第1項)とする「自治体」たる春日井市は、土地規制法の廃止を国に求めて下さい。

(回答)

現在、国、内閣府において、基本方針の策定等がなされているところであり、今後、提供される情報を適切に収集、理解し、必要な対応をまいります。

質問1

内閣官房土地調査検討室などより通知、情報提供、照会等がありましたか。あったとすればその内容や春日井市の対応について、明らかにしてください。

(回答)

要請を頂いた7月20日まで、本市への同法に関する通知や照会等については、「ない」と認識しております。